

【令和元年度 上下水道局 工事契約締結についての報告】

【工事契約締結】

水門町ポンプ場長寿命化改築電気設備工事 P 1

資料 1 P 2

【根拠法令等】

• 地方公営企業法

(地方自治法の適用除外)

第 40 条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号から第 8 号まで及び第 237 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

• 地方自治法

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

• 郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負とする。

【令和元年度 上下水道局 工事契約締結についての報告】

- 1 契約の名称 水門町ポンプ場長寿命化改築電気設備工事
- 2 工事場所 郡山市水門町 地内
- 3 工事概要 受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備、負荷設備、計装設備、監視情報処理設備等 電気設備一式
- 4 契約の締結日 令和2年2月21日
- 5 契約工期 着手 令和2年2月25日
完成 令和4年3月15日
- 6 契約金額 金 249,040,000円
- 7 入札の方法 制限付一般競争入札
- 8 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番27号
日新・岡部特定建設工事共同企業体
支店長 桑嶋 敬一
- (入札参加者) 6者
- 9 支出科目 下水道事業会計（令和元年度～3年度 3か年継続費）
資本的支出（継続費）
（款） 1 下水道事業資本的支出
（項） 1 建設改良費
（目） 1 公共下水道建設費

水門町雨水等排水ポンプ場長寿命化事業

施設の役割

台風や大雨のとき、強制的にポンプで大量の雨水を汲み上げて河川に排水する施設です。

工事概要

工事名称 水門町ポンプ場長寿命化改築電気設備工事
 施行場所 郡山市水門町 地内
 工期 令和4年3月15日まで
 契約方法 制限付一般競争入札
 対象設備 受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備、
 負荷設備、計装設備、監視情報処理設備

①ポンプ盤



②監視盤



③受変電盤

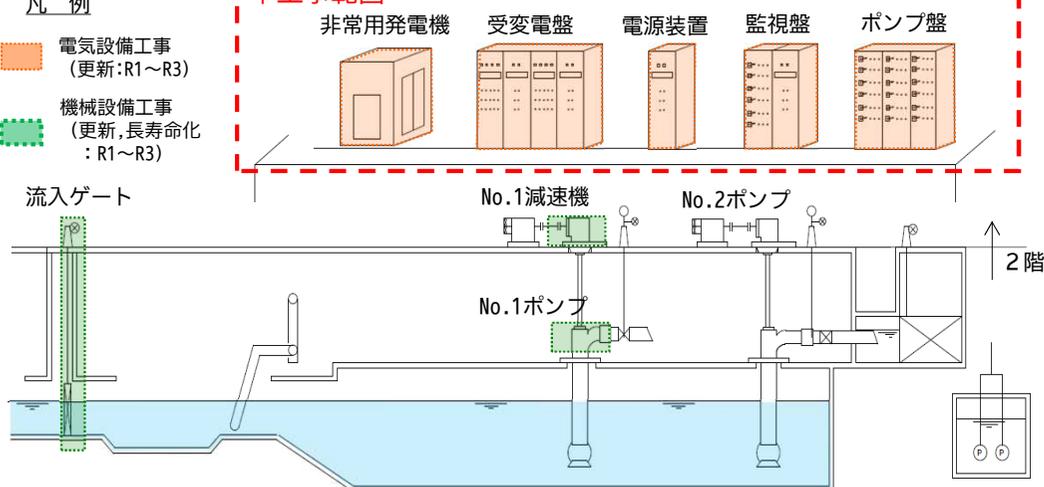


改築更新対象の主要な設備

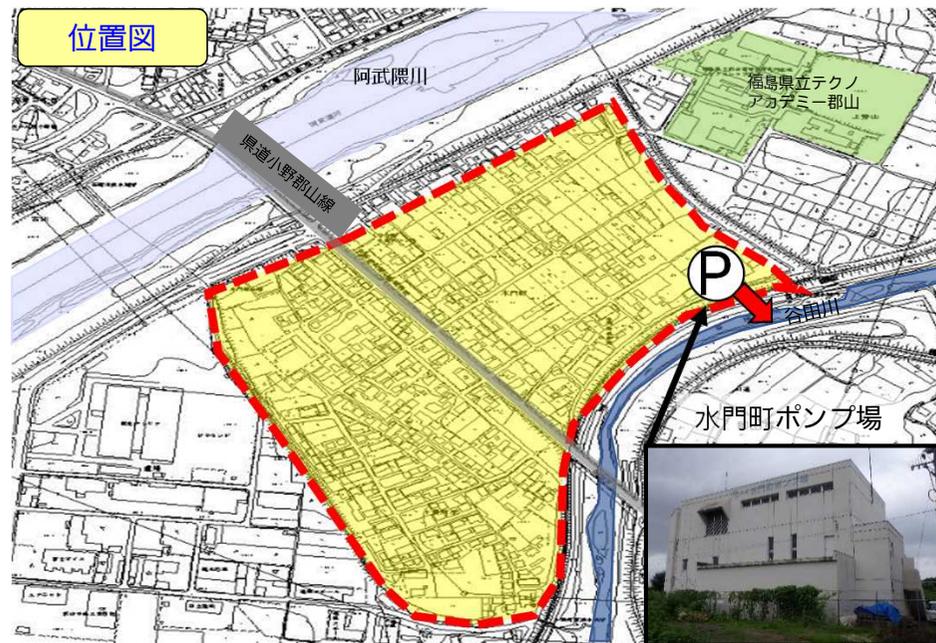
凡 例

- 電気設備工事 (更新: R1~R3)
- 機械設備工事 (更新, 長寿命化: R1~R3)

本工事範囲



位置図



施設概要

名称	水門町雨水ポンプ場
位置	水門町 地内
排水区面積	27.6ha
放流先	谷田川
供用開始	平成2年4月
ポンプの排水能力	304m ³ /分 (152m ³ /分×2基)
ポンプの設置年度 及び駆動方式	平成2年 No.1 原動機 (ディーゼルエンジン) 平成13年 No.2 原動機 (ディーゼルエンジン)